

第447回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 4 7 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和3年3月25日
- 2 開催場所 川越市北公民館会議室1号・2号
- 3 開会時刻 午後 1時30分
- 4 閉会時刻 午後 2時25分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	小野澤実	出		10	石川秀夫	出	
2	若海玄平	出		11	川目是英	出	
3	竹ノ谷敏彦	出		12	時田重雄	出	
4	田中あきえ	出		13	矢部節	出	
5	武藤康則	出		14	小和瀬康男	出	
6	鈴木一	出		15	渡邊憲一	出	
7	今野英子	出		16	滝嶋嘉久	出	
8	木所清司	出		17	西川利雄	出	
9	渋谷武	出					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農政課長	小野寺 雅 樹	主任	三好 美由紀
副主幹	岸野 勉		

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	大 澤 富 雄	農地利用最適化推進委員	程 島 延 幸
農地利用最適化推進委員	筋 野 哲 夫	農地利用最適化推進委員	小 峯 雅
農地利用最適化推進委員	大 野 豊 作	農地利用最適化推進委員	利根川 孝 一
農地利用最適化推進委員	佐 藤 金 誉	農地利用最適化推進委員	新 井 計 男
農地利用最適化推進委員	野 口 和 則	農地利用最適化推進委員	田 邊 輝 夫
農地利用最適化推進委員	永 堀 知 己	農地利用最適化推進委員	發 知 孝 雄
農地利用最適化推進委員	島 村 茂 勝	農地利用最適化推進委員	小 嶋 光 一

9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	石 田 秀 樹		
副 主 幹	神 立 寛 司		
副 主 幹	宮 本 晃 宏		
主 査	榎 本 亮 太		
主 事	酒 井 亮		

10 開 会

会長 石 川 秀 夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和3年3月25日第447回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 石 川 秀 夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委 員 今 野 英 子

.....

委 員 木 所 清 司

.....

委 員 渋 谷 武

.....

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第1号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告の前に、市街化区域内の農地の転用を行う場合に必要手続きである農地法4条・5条届出の概要について説明する。

地権者が自ら転用する場合は4条届出、所有権移転や賃借権設定などの権利の移動や設定を伴う転用の場合は5条届出となる。市街化区域内農地を転用する場合はあらかじめ農業委員会に届け出て、農業委員会が受理通知書を発行することで、許可が不要となる手続きである。総会の所管に関する報告書2月分について報告する。農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書については、合計2件、6筆、852㎡である。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書については、合計13件、20筆、3,528㎡である。農地改良届については、農地に客土を行うための届出である。合計8件、11筆、6,041㎡である。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農業用施設届出書については、2アール未満の農業用施設の届出である。合計3件、4筆、347.32㎡である。農地法第5条による許可申請書取下願については、調整区域内における農地法第5条の申請がされていたが、申請人の都合により取下願が提出されたものである。合計1件、1筆、198㎡である。農地法第1

8条第6項の規定による通知については、農地法第3条又は農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借契約の解約について、通知されたものである。合計6件、13筆、10,263㎡である。相続税の納税猶予に関する3年ごとの農業継続証明書については、納税猶予の適用を受けている者が、引き続き農業経営を行っていることの証明である。合計12件、90筆、87,264.62㎡である。相続税の納税猶予に関する適格者証明書については、農地等を相続により取得した者が、相続税の納税猶予の特例の適用を受ける場合に必要となる証明である。合計1件、2筆、832㎡である。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明報告書については、市長に対して生産緑地の買取りの申し出を行う場合に必要となるもので、該当農地の主たる従事者を証明するものである。合計2件、4筆、2,393㎡である。農地法第3条の3の規定による届出書については、相続等により農地の権利を取得した者が行う届出である。合計7件、46筆、26,429.99㎡である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第1号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定
による決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「概要説明の前に、農業経営基盤強化促進法による利用権設定申出の概要について説明する。利用権設定は、農地の貸し借りをする際に申出するものである。農地の貸し借りについては、農地法第3条の許可もあるが、大きな違いとしては利用権設定は貸し借りの期間を設定し、期間が終了すれば自動的に更新はされずに、所有者に農地が返ってくる場所である。借受人の現在の要件については、「年齢が20歳以上であること」、「借り受け後の経営面積が50a以上であること」、「農業従事日数は、年間150日以上、ただし、借り受け者が60日以上で、かつ、他の家族農業従事者との合計が150日以上になること」である。今月の第1号議案は、件数23件、総筆数68筆、総面積59,078㎡について申請があった。議案説明資料のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号21番、22番、23番について報告する。3月19日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在44歳で、非農家出身である。平成29年に会社を辞め、平成30年から1年間農業大で学んだ後、平成31年4月からいるま地域明日の農業担い手育成塾に入り、葡萄組合長の指導のもと葡萄栽培について学んだ。今後の作付けについてはシャインマスカットを

中心に行うとのことである。必要な農機具については譲渡人より借りるとのことである。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から23番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件それぞれを満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第2号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「概要説明の前に、農地法第3条申請の概要について説明する。

農地について売買等により所有権の移転、賃借権等の設定をする場合、農地法第3条の許可が必要となる。許可基準としては、耕作すべき農地全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること「全部効率要件」、原則年間150日以上農作業に従事すると認められること「農作業常時従事要件」、耕作する農地の面積の合計が50アール以上であること「下限

面積要件」である。今月の2号議案は、件数12件、筆数17筆、面積10,368㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から17番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいかお伺いする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番について報告する。3月20日に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在61歳で、農業従事日数300日、家族と共に、約428アールの農地を耕作している。稲作及び野菜の生産をしている農家である。後継者として譲受人の息子も年間280日農業に従事している。今回、経営規模の拡大を図るための申請である。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機、コンバイン、乾燥機、籾摺機、トラック2台を所有している。収穫した米はJAに出荷している、野菜は直売所で販売している。現在申請地は適正に管理されており、今後の作付けについては、水稻をする計画である。譲渡人は高齢のため耕作できないとのことである。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。」との発言があった。

委員から「整理番号3番について報告する。3月21日に、譲受人に話を聞いてきた。現在申請地は適正に管理されている。申請理由は経営規模拡大のためである。譲受人の経営面積は、田47アール、畑35アールである。年間従事日数は

150日以上である。農機具の所有状況は、トラクター、耕耘機、自動車等を所有しており、規模拡大のため農機具を充実させていくとのことである。今後の作付けについては、水稻をする計画である。譲渡人は高齢のため耕作できないとのことである。以上のことから地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」

との発言があった。

委員から「整理番号6番について報告する。3月19日に、農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在56歳で、家族と共に、約30ヘクタールを耕作する稲作農家である。申請理由は経営規模拡大のためである。譲渡人は兼業農家のため耕作できないとのことである。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から12番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号にそれぞれ該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号について原案どおり許可することに決定する。

議案第 3 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に

対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「概要説明の前に、農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可申請の概要について説明する。農地法第 4 条・第 5 条申請は、市街化調整区域内の農地の転用をする際に申請するものである。4 条と 5 条の違いについて、地権者が自ら転用する場合は 4 条許可、所有権移転や賃借権設定などの権利の移動や設定を伴う転用の場合は 5 条許可である。農地の種別について、市街化調整区域内の農地には種別があり、1 から 3 種に分類されている。1 種農地は 10 ha 以上の農地の集団性があることから、原則転用は不許可であるが、転用目的が既存施設の敷地拡張や、集落に接続した形での分家住宅といったものは例外的に認められる場合がある農地である。2 種、3 種農地は転用目的の規制がない農地であり、転用を行う合理的な理由と必要性が整理できる場合は転用の見込みがある農地である。なお、今月の議案第 3 号の整理番号 3 番、5 番、18 番については第 1 種農地となるが、先ほどご説明した不許可の例外に該当する案件である。今月の 3 号議案は、件数 18 件、筆数 25 筆、面積 9,892.50 m²についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号 1 番から 18 番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第 5 条第 2 項各号に該当しな

いため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号4番について報告する。3月19日に現地にて、工事請負人の譲受人と、譲渡人に話を聞いてきた。申請地は水田のため、水はけが悪く、良質土を70cmの盛り土を行い、レモンを作付する予定である。工事にあたっては、農道に鉄板を敷き、搬入する。なお、一時転用の期間は、許可後6箇月の申請である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

委員から「整理番号15番について報告する。3月22日に現地にて、譲受人と代理人に話を聞いてきた。譲受人は、平成30年4月に設立され、建築現場の足場の設置を主に行っている。現在借りている資材置場の契約期間が切れるため、代替地を探していたところ申請地が見つかったため、資材置場として使用する計画である。安全対策は鋼板フェンスで覆う計画である。近隣に高校があることから、登下校時にはトラックの出入りは注意するとのことである。雨水対策としては、砂利敷きとし、自然浸透処理を行うとのことである。以上のことから、地元の農業委員としてはやむを得ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から1

8番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号4番と15番については、「事業計画を順守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第3号について総合意見として許可相当とし、整理番号4番と15番については条件を付すことに決定する。

議案第4号

農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積 について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「農地法第3条第1項の許可要件の一つである、「農地の売買や貸借を行う者は50アール以上を耕作していること」という下限面積については、同条第2項第5号の規定により、一定の要件の下、地域の実情に応じて農業委員会が別段の面積を定めることができるとされている。このことについては、毎年、利用状況調査の結果等に基づき検討を行うよう、農林水産省より通知されている。そこで、本市における下限面積として、別段の面積を設定する必要性等について御審議いただこうというものである。本市では、毎年8月

に行っている農地利用状況調査では、近隣市町村と比較し遊休農地自体が特別多いわけではなく、近年では減少している状況である。また、令和2年度の農地台帳では、本市の10アール以上の農家の平均経営面積は、全体で約72アールであり、すべての地区で50アール以上となっている。

なお、埼玉県としては、「特段の事情がない限り、現状の50アールを維持することが好ましい。」とのことであった。以上のことから、令和3年度においても、本市における下限面積は現行のまま50アールとし、別段の面積は定めないものとしたいと考えている。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議案第4号について、原案どおりとすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第4号について原案どおりとすることで決定する。

議案第5号

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等
促進事業に係る利用権の設定等を受ける者の備
えるべき基準について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業に係る利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件は、

同法条文のほか、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定めた要件や「川越市農業委員会農地移動適正化あっせん基準」を勘案して定めた基準に該当すること等とされており、本市農業委員会では、平成22年4月26日第684回農地部会で決定された基準に基づき実施してきた。令和2年11月16日付けの農林水産省経営局農地政策課長通知で「農用地利用集積計画による利用権の設定等については、下限面積を満たす必要はない」との通知を受けたこと、昨年4月には「川越市農業委員会農地移動適正化あっせん基準」を改正していること、また、近隣市町等の状況を調査した結果等に鑑み、本市における利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を整理し、基準を定めようとするものである。名称としては、利用権の設定等を受ける者の備えるべき基準である。

内容としては、

1. 利用権の設定等を受ける者の要件

(1) 農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イ及びロに定める要件 (2) 川越市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における第4の1の(1)に定める要件

2. 所有権の移転を受ける者の基準

川越市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第3条に定める要件」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議案第5号について、原案

どおりとすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第5号について原案どおりとすることで決定する。

議案第6号

「川越市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）」の変更（案）について（依頼）に対する回答について

議長は、別添議案を上程し、産業観光部農政課に概要説明を求めた。

農政課は「農業経営基盤促進法の一部改正に伴い、令和3年1月26日に「埼玉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の変更について」の通知が県より発出された。法改正及び県の基本方針の変更を受け、本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」についても変更する必要がある。市の基本構想の変更については、施行規則第2条において、「農業委員会及び当該市町村の区域全部又は一部の地区の全部又は一部とする農業協同組合の意見を聞かなければならない。」とされており、協議をさせていただきたいと思っている。それでは変更点について説明する。今回の基本構想の変更点は大きく分けて3点となる。1 変更理由については、農業経営基盤促進法の一部改正に伴い、令和3年1月26日に「埼玉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方

針の変更について」の通知が県より発出されたところであるが、法改正及び県の基本方針の変更に伴い、川越市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を改正するものである。2基本構想の主な変更点については、(1)法改正に伴う農地利用集積円滑化事業に係る規定を削除している。新旧対照表では26ページなど、複数箇所である。これについては、農地の集積・集約化を支援する体制の一体化として、これまでJA等が実施してきた農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合一体化されたことに伴い、基本構想の文言から同事業に関する規定を削除している。次に(2)新規就農者の確保目標数の変更については、新旧対照表では5ページの箇所になる。改正前は年間5人にしていたところを、改正後は年間6人に変更している。こちらについては、県の新規就農者の確保目標数が年間280人から330人に変更していることに伴い、その増加率を市の目標数に当てはめた数字で算出し、変更している。次に(3)農用地の利用に関する目標値の変更については、新旧対照表では6ページの箇所になる。改正前は48%のところを、改正後は50%に変更している。こちらについても、県の基本方針の変更に伴い、目標値を変更している。県の目標値である、令和12年度に50%というのは、農用地の利用の集積に関する主要な手法である農地中間管理事業が開始した平成26年度から令和元年度までのすう勢から設定したものとなっており、本市の基本構想も同じように変更している。」との説明を行った。

議長は、事務局に議案の説明を求めた。

事務局は「川越市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）の変更（案）について（依頼）に対する回答について、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、同法第6条第1項による「川越市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を変更する必要があるため、同法施行規則第2条に基づき本会の意見を求められているものである。回答（案）としては、変更は妥当なものであると考える。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議案第6号「川越市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）」の変更（案）について（依頼）に対する回答について、原案どおりとすることで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第6号について、原案どおり決定する。

1 3 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第 4 4 7 回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和 3 年 4 月 9 日

議 長 石 川 秀 夫 印

委 員 今 野 英 子 印

委 員 木 所 清 司 印

委 員 渋 谷 武 印
